

平成 29 年 3 月 30 日

関係各位

公益財団法人日本医療機能評価機構
評価事業審査部

病院機能評価認定に関する運用要項第 21 に基づく
医療事故報告・医療安全審査について

平成 29 年 3 月 3 日の当財団理事会で平成 29 年度事業計画が承認されました。
この事業計画に基づき、昨年度と同様に、標記の医療事故報告・医療安全審査を次のように実施することとなりましたので、お知らせします。

記

病院機能評価認定に関する運用要項第 21 に基づく

医療事故報告・医療安全審査の対象を、

病院機能評価認定に関する運用要項第 21 別紙 3（*）に該当し、

かつ、以下の①、②のいずれかに該当する事例とする。

- ① 日常的な認定条件からの逸脱が要因となった可能性が高い医療事故
- ② 認定病院の社会的信用を著しく失わせる恐れがある医療事故

（*）病院機能評価認定に関する運用要項第 21 別紙 3

報告を求める事例の範囲について

病院機能評価認定に関する運用要項第 21 の 1 「別に定める重大な事故等」の範囲は、以下のとおりとする。

1. 明らかに誤った医療行為や管理上の問題により、患者が死亡若しくは患者に障害が残った事例、あるいは濃厚な処置や治療を要した事例。
2. 明らかに誤った行為は認められないが、医療行為や管理上の問題により、予期しない形で、患者が死亡若しくは患者に障害が残った事例、あるいは濃厚な処置や治療を要した事例。

（注）医療行為や管理上の問題が、原因として疑われる場合も含めるものとする。

以上